施工筒所が点在する工事の積算方法の留意点について

このことについて、県の積算方法を下記のとおりとします。

1 対象工事

施工箇所が複数あり、それらが直径1km程度を超えて点在する工事を対象とする。 (平成28年10月1日適用の運用から変更なし)

2 適用年月日

令和2年2月1日以降に起工起案する工事(長野県建設部所管)から適用する。 (閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.02.01」 と表示される工事から適用する。)

<u>3 留意点</u>

- (1) 施工規模の最も大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類し作成する。
- (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。)
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
- (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
- (5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする (平成28年10月1日適用の運用から変更なし)。なお、現場環境改善費率を算出 するための対象額は、各施工箇所の合計額(※)とし、その率を乗ずる対象額は、 施工箇所毎の額とする。
- (6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する(別紙1)。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
- (7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(令和2年1月1日から 適用されている運用)と同様とする。一般管理費等算出時の、共通仮設費率及び 現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、親設計書で設定した係数に よるものとする。一般管理費等算出時の、現場環境改善費率の補正(市街地、そ れ以外)は、親設計書で設定した補正によるものとする(別紙1)。
- (8) 技術管理費としての業務委託料のうち、施工箇所毎に分割できないものは、親設計書に計上する。

4 金抜き設計書について

現場の条件によって金抜き設計書の体裁が変わります(別紙2を参照)。

※令和2年1月1日適用の工事(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.01.01」と表示される工事)までは、現場環境改善費率を算出するための対象額は、施工箇所毎の額です。

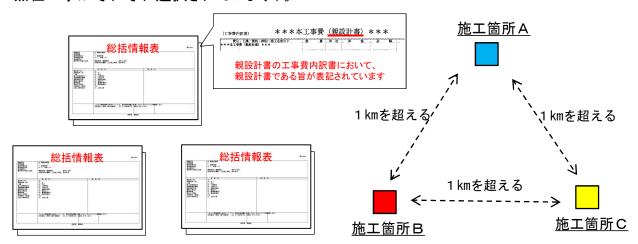
共通仮設費率及・現場環境改善費率・現場管理費率・一般管理費等 を算出する上での条件設定について

	条件設定の考え方		一般管理費等を 算定する上での考え方
前払率	工事全体で判断	親子同一の条件	
工種	工事全体で判断	親子同一の条件	
現場環境改善費	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
緊急工事区分	工事全体で判断	親子同一の条件	
冬期補正	工事全体で判断	親子同一の条件	
真夏日率	工事全体で判断	親子同一の条件	
施工地域等区分	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
契約保証方法	工事全体で判断	親子同一の条件	
週休 2 日補正	工事全体で判断	親子同一の条件	

金抜き設計書のイメージ

パターン1

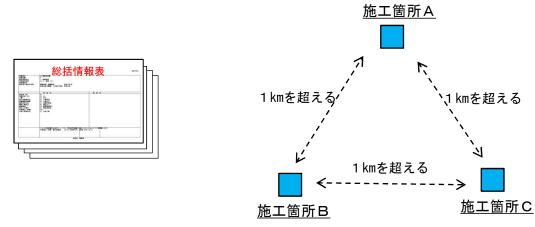
共通仮設費率、現場環境改善費率及び現場管理費率の補正条件、並びに労務費・材料費等単価の地区が全ての施工箇所で同一ではない場合(総括情報表の点在工事等区分: 点在工事がそれぞれ選択されています)。



- ・施工箇所A, B、Cの条件が異なるため、金抜き設計書の総括情報表は3つになります。
- ・工事価格計以降(工事価格計、消費税、工事費計)は親設計書の工事費の下に表示されます。
- ・県のシステムの都合により、施工箇所毎に消費税と工事費の行が便宜的に示されます。

パターン2

共通仮設費率、現場環境改善費率及び現場管理費率の補正条件、並びに労務費・材料費等単価の地区が全ての施工箇所で同一の場合(総括情報表の点在工事等区分:点在工事が選択されています)。



- ・施工箇所A, B、Cの条件が同一のため、金抜き設計書の総括情報表を1つにまとめることができます。なお、パターン1のように作成される場合もあります。
- ・工事価格計以降(工事価格計、消費税、工事費計)は最後に計算されている施工箇所の 工事費の下に表示されます。
- ・県のシステムの都合により、施工箇所毎に消費税と工事費の行が便宜的に示されます。

パターン3

補正条件等が同一の施工箇所が複数点在し、それらと条件が異なる施工箇所も点在する工事の場合、パターン1とパターン2をあわせて作成する場合があります。